

## 令和8年 第5回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和8年5月25日（月）15時00分から15時40分

2. 開催場所：宮代町役場 202会議室

3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	金窪 実	○
3	熊倉 豊	○	4	大澤 亨	○
5	先崎 敦子	○	6	日下部 好克	○
7	並木 孝之	-	8	渡邊 繁	○
9	島村 忠雄	○	10	関根 武男	○
11	深井 一郎	○	12	伊草 俊行	○
13	岡村 由紀江	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
日程第5	農地法第3条の規定による許可の取消について

5. 農業委員会事務局職員

事務局 産業観光課長	田中 啓之
農地調整担当主幹	鈴木 功
農地調整担当主査	友部 啓介
農地調整担当主任	松本 国大
農地調整担当主事	阿久津 実里





( ■ 番 ■ ■ 委員 )

この土地は長年、耕作放棄地として放置されてました。やっていただくということで耕作放棄地が減ることは喜ばしいことだと考えています。よろしく願いいたします。

( 会長 )

この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして、3件目の案件となりますが、本日まで出席いただいている農業委員に係る案件となります。「宮代町農業委員会会議規則」第11条の「議事参与の制限」に該当しますことから、案件の説明及び審議の際はご退席いただくこととなります。それでは、■■委員退席願います。

< ■ ■ 委員 退席 >

それでは、事務局説明願います。

( 事務局 )

それでは、3件目についてご説明いたします。申請地は、■■■■■■■■■■地内の畑1筆で面積は626㎡でございます。譲受人は宮代町■■■にお住まいの方で、譲渡人は幸手市内にお住まいの方です。権利の移転形態は、「所有権移転」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご参照ください。本申請の経緯についてご説明いたします。譲受人は、以前から申請地において管理・耕作を行っており、今後も管理・耕作を行っていくことから、譲渡人と話し合った結果、今回の申請に至ったとのことです。農地を耕作農地として譲り渡すことから、本件は「農地法第3条の規定に基づく許可申請」に該当いたします。申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■■■■■■に位置しています。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。譲受人の作付計画によりますと、農地の取得後、ササゲ等の野菜を作付けする計画となっております。申請地の現況につきましては、以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。譲受人の経営農地は、宮代町内に37筆、総面積は29,780㎡になります。事前に事務局において、耕作農地の全てについて調査を行い、現況を確認しておりますが、皆さまにも現在の耕作状況について、ご確認していただけます。

( 現状の確認 )

譲受人の耕作地の説明は、以上となります。最後に、農地法第3条第2項に基づく判断基準4点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。基準の1点目は、「全部効率利用要件」です。これは経営している農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準となります。今回の譲受人について、農業機械や労働力・技術が十分であるかどうかの視点で判断する必要があります。申請書においてはトラクターと田植え機を各1台所有しており、本人と世帯員が耕作する旨の記載がありました。2点目は、「農作業常時従事要件」です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として農家基本台帳に登録されており、申請書には本人が年間200日、世帯員が年間100日従事と記載されておりました。3点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。

4点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。以上の観点から、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。以上で3件目の説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。



帯員が年間 50 日従事と記載されておりました。3 点目は、「農地所有適格法人の要件」についてですが、該当はございません。4 点目は、「地域との調和要件」でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。以上の観点から、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可要件を全て満たしているものと考えます。以上で 4 件目の説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■■番 ■■委員)

先ほど会長、■■委員および事務局と現地調査しましたが、問題はなかったと思いますので、ご審議をお願いいたします。

(会長)

この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。日程第 3・議案第 13 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は 2 件案件がございます。それでは、まず 1 件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、1 件目の案件についてご説明させていただきます。議案書をご覧ください。申請地は、■■■■■■■■■■地内の畑 1 筆で、面積は 561 m<sup>2</sup>です。譲渡人は神奈川県相模原市内にお住まいの方で、譲受人は、宮代町内にお住まいの方です。譲受人は、譲渡人の母にあたります。転用目的は「住宅の敷地拡張」です。なお、この案件については、「転用追認」の案件になります。「転用追認」とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和 45 年 8 月以前から地目が田や畑の土地を住宅敷地など農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認めるものです。権利の種類については、「使用貸借権の設定」です。詳細につきましては、お手元の議案書及びモニターをご覧ください。それでは、本申請の経緯についてご説明いたします。申請地は隣接している既存建物と一体的に住宅敷地として都市計画法上の区域区分が決定された昭和 45 年以前から利用されたことが確認できたため、「当初除外」が認可されました。そのため今回の申請に至りました。申請地の位置については、「案内図」、「位置図」をご覧ください。■■■■■■■■■■に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。続きまして、「土地利用計画図」をご覧ください。今回は転用追認の案件になり、地目を畑から宅地に変更する手続きとなりますので、申請地内での新規の土地利用計画はございません。現況についてはこちらの写真のとおりです。以上で 1 件目の案件の説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、ご審議願います。

(■■番 ■■委員)

先ほど会長、■■委員および事務局と現地調査に行っていました。明らかに宅地として今までも使用されていた点からも、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

(会長)



めに、「1番」から「5番」につきまして、ご説明いたします。農地の所有者は2人、貸借の対象となる農地は■■地内の水田5筆、面積は合計で2,886㎡でございます。借り受ける耕作者は■■にお住まいの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「水田利用」、貸借期間は令和8年8月1日から令和14年7月31日までの「6年間」です。以上でございます。

(会長)

それでは、「1番」から「5番」について意見を伺います。何かございませんか。

この件につきまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることといたします。続いての案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、「6番」から「10番」につきましてご説明いたします。農地の所有者は2人、貸借の対象となる農地は、■■■地内の水田2筆、畑3筆、合わせて5筆、面積は合計4,834㎡でございます。借り受ける耕作者は■■■地内の法人で、権利の種類は「使用貸借」、内容は田においては「水田利用」、畑においては「普通畑利用」、貸借期間は令和8年8月1日から令和14年7月31日までの「6年間」です。以上でございます。

(会長)

それでは、「6番」から「10番」について意見を伺います。何かございませんか。

この件につきまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることといたします。最後の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

続きまして、「11番」から「20番」につきましてご説明いたします。農地の所有者は2人、貸借の対象となる農地は、■■■地内の畑10筆、面積は合計で5,750㎡でございます。借り受ける耕作者は■■■■■にお住まいの方で、権利の種類は「使用貸借」、内容は「普通畑利用」、貸借期間は令和8年8月1日から令和14年7月31日までの「6年間」です。以上でございます。

(会長)

それでは、「11番」から「20番」について意見を伺います。何かございませんか。

この件につきまして「承認」することとしてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

<全員挙手>

それでは、この件について「承認」とすることといたします。

続きまして、日程・第5議案第15号「農地法第3条の規定による許可の取消について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

令和8年2月25日開催の「令和8年第2回農業委員会総会」において承認された農地法第3条の規定による許可について取消願が提出されました。譲受人は、宮代町内の方です。取消願の申請地は、■ ■ 地内の田1筆で、面積は合計991㎡です。それでは取消理由についてご説明いたします。譲受人は、譲渡人が所有する申請地と隣接する農地で耕作を営んでおり、申請地を取得して所有する農地と一体的に耕作することを目的に、農地法第3条の規定に基づいた許可申請をされました。しかし、許可後、所有権移転の手続きを進めようとしたところ、譲渡人から所有権移転の意思がなくなってしまったことが判明し、今後について双方で話し合いを行ったところ、譲渡人が管理を今後も継続していくこととなったため、今回の取消申請に至ったとのことです。申請地の位置図・案内図についてはモニターをご覧ください。説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、この件についてご審議願います。

この件に関しまして、「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件については「やむを得ない」とすることといたします。続きまして日程・第6「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項について、ご説明させていただきます。今月は各種届出の締め日が5月11日となっております。農地法5条の届出が2件ございましたことを報告いたします。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告につきましては、「宮代町農業委員会会長専決規程」に基づく専決事項であります。このことから、質疑等については割愛させていただきます。以上をもちまして、令和8年第5回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

閉会

以上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名する。

令和8年6月25日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_